

## 第12章 本通3丁目地区市街地再開発事業に係る

### 環境影響を受ける範囲と認められる地域の選定



## 第12章 本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域の選定

「広島市環境影響評価条例」（平成11年3月、市条例第30号）に定められる環境影響を受ける範囲と認められる地域は、「技術指針」（平成11年6月、市公告）に基づき、対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、計画建築物を中心とした半径800mに加えて、地上デジタル放送（広島局）の電波障害が想定される範囲とした。

本事業の実施による環境要素ごとの環境影響を受ける範囲と認められる地域は、表12-1(1)～(2)及び図12-1に示すとおりである。

表12-1(1) 環境影響を受ける範囲と認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲と認められる地域
大気質	<p>&lt;造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働&gt;            工事計画の内容を勘案し、造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働による大気質への影響が想定される計画地敷地境界から100mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>&lt;施設の供用&gt;            事業計画の内容を勘案し、施設の供用による大気質への影響が想定される計画地敷地境界から100mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>&lt;工事用資材等の搬出入、自動車の走行&gt;            工事計画及び事業計画の内容を勘案し、工事用資材等の搬出入及び自動車の走行による大気質への影響が想定される沿道の道路端から50mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
騒音	<p>&lt;建設機械の稼働&gt;            工事計画の内容を勘案し、建設機械の稼働による騒音の影響が想定される計画地敷地境界から100mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>&lt;施設の供用&gt;            事業計画の内容を勘案し、施設の供用による騒音の影響が想定される計画地敷地境界から100mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>&lt;工事用資材等の搬出入、自動車の走行&gt;            工事計画及び事業計画の内容を勘案し、工事用資材等の搬出入及び自動車の走行による騒音の影響が想定される沿道の道路端から50mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
振動	<p>&lt;建設機械の稼働&gt;            工事計画の内容を勘案し、建設機械の稼働による振動の影響が想定される計画地敷地境界から100mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>&lt;工事用資材等の搬出入、自動車の走行&gt;            工事計画及び事業計画の内容を勘案し、工事用資材等の搬出入及び自動車の走行による振動の影響が想定される沿道の道路端から50mの範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>

表12-1(2) 環境影響を受ける範囲と認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲と認められる地域
土壌汚染	<p>&lt;造成等の施工による一時的な影響&gt;                      工事計画の内容を勘案し、造成等の施工による一時的な影響により土壌汚染の影響の可能性があるため、計画地を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
日照障害	<p>&lt;建築物の存在&gt;                      事業計画の内容を勘案し、建築物の存在による冬至日において平均地盤面高さ4mで3時間以上の日影が生じる範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
電波障害	<p>&lt;建築物の存在&gt;                      事業計画の内容及び電波到来方向を勘案し、建築物の存在による地上デジタル放送（広島局）及び衛星放送の電波障害が想定される範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
風害	<p>&lt;建築物の存在&gt;                      事業計画の内容を勘案し、建築物の存在による風害が想定される計画地敷地境界から計画建築物の最高高さの約2倍（約370m）の範囲を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
景観	<p>&lt;建築物の存在&gt;                      事業計画の内容を勘案し、建築物の存在による個別の景観構成要素の変化や広島市景観計画での景観計画重点地区における景観への影響が想定される、近景・中景域の範囲（計画建築物を中心とした半径800m）を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
廃棄物等 （廃棄物、残土）	<p>&lt;造成等の施工による一時的な影響、施設の供用&gt;                      工事計画及び事業計画の内容を勘案し、造成等の施工による一時的な影響及び施設の供用により計画地から廃棄物等（廃棄物、残土）が発生するため、計画地を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
温室効果ガス等 （二酸化炭素）	<p>&lt;施設の供用&gt;                      事業計画を勘案し、施設の供用により計画地から温室効果ガス等（二酸化炭素）が発生するため、計画地を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>



( 白 紙 )